

令和2年6月4日

保 護 者 様

大阪市立明治小学校  
校長 酒居 国宏

## 非常変災時の措置について（保存版）

大阪市教育委員会からの指示により、これまでの気象情報（台風や大雨等）や災害状況（地震発生等）に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 大阪市が学校園の臨時休業等を指示した場合（テレビ報道等ご注意ください。）
- 2 午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻（本校では8時30分）までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

河川氾濫の警戒レベル  
3・4

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合
- キ 所在する区（本校では西区）の地域において、河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令があった場合
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁より）が発表された場合

- ※ 児童が登校している場合や、始業時刻後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、児童の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、引渡しもしくは教職員が引率等を行い下校させます。ただし、校区区内に「避難勧告」「避難指示（緊急）」の発令がなされた場合、校内にて児童の安全確保に努め、待機・避難させます。
- ※ 非常変災時には、可能な限り学校ホームページで掲示し、メール配信を試みます。
- ※ 登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校園、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、ご家庭でも話し合っておいてください。